

令和4年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）について

1 地域間幹線系統と地域内フィーダー系統とは

(1) 地域間幹線系統

複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バスは「地域間幹線系統」として、交通ネットワークの背骨となり、利用者の様々な移動を支える上で重要な役割を果たしている。

本市においては、豊田市と接続するさんさんバス「交流路線」及び「生活路線」の2路線が地域間幹線系統に位置付けられており、再編後は「(仮称)赤ルート」及び「(仮称)黄ルート」が、引き続き地域間幹線系統に位置づけられる予定である。

※ 県が地域間幹線系統確保維持計画を策定し、路線の役割や目標設定等を定める。

(2) 地域内フィーダー系統

複数の市町村をまたがって走る路線が地域間幹線系統であるのに対し、自治体内を走行し、域内の移動を支える路線が「地域内フィーダー系統」である。

地域内フィーダー系統は、地域間幹線系統を補完する路線として位置付けられており、地域内フィーダー系統として認められるためには、地域間幹線系統と接続している必要がある。

本市においては、再編後のさんさんバス「(仮称)青ルート」が市役所周辺で地域間幹線系統と接続することから、新たに地域内フィーダー系統に位置づけられる予定である。

※ 路線を有する市町村において生活交通確保維持改善計画を策定し、路線や役割や目標設定を定める。



2 生活交通確保維持改善計画の策定

地域公共交通確保維持改善事業費補助「地域内フィーダー系統補助」の申請を行うにあたっては、地域の実情に応じた生活交通ネットワークを確保、維持するための計画として、本市が「生活交通確保維持改善計画」を策定する必要がある。

なお、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と密接に結びついていることが要件の1つとなるので、地域間幹線系統との関係性について十分に整理を行った上で計画を策定する必要がある。また、本会議の路線等再編に向けた協議を踏まえ、6月末までに国へ計画を申請し、認定された場合は、以下の補助金申請を行う。

【申請予定の補助金の概要】

補助金名：地域公共交通確保維持改善事業費補助「地域内フィーダー系統補助」(国土交通省)

補助対象：運行事業者

対象路線：さんさんバス「(仮称)青ルート」

補助内容：運行経費の補助

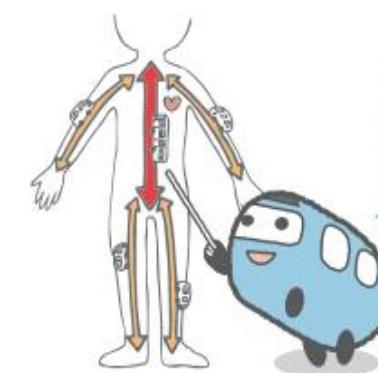
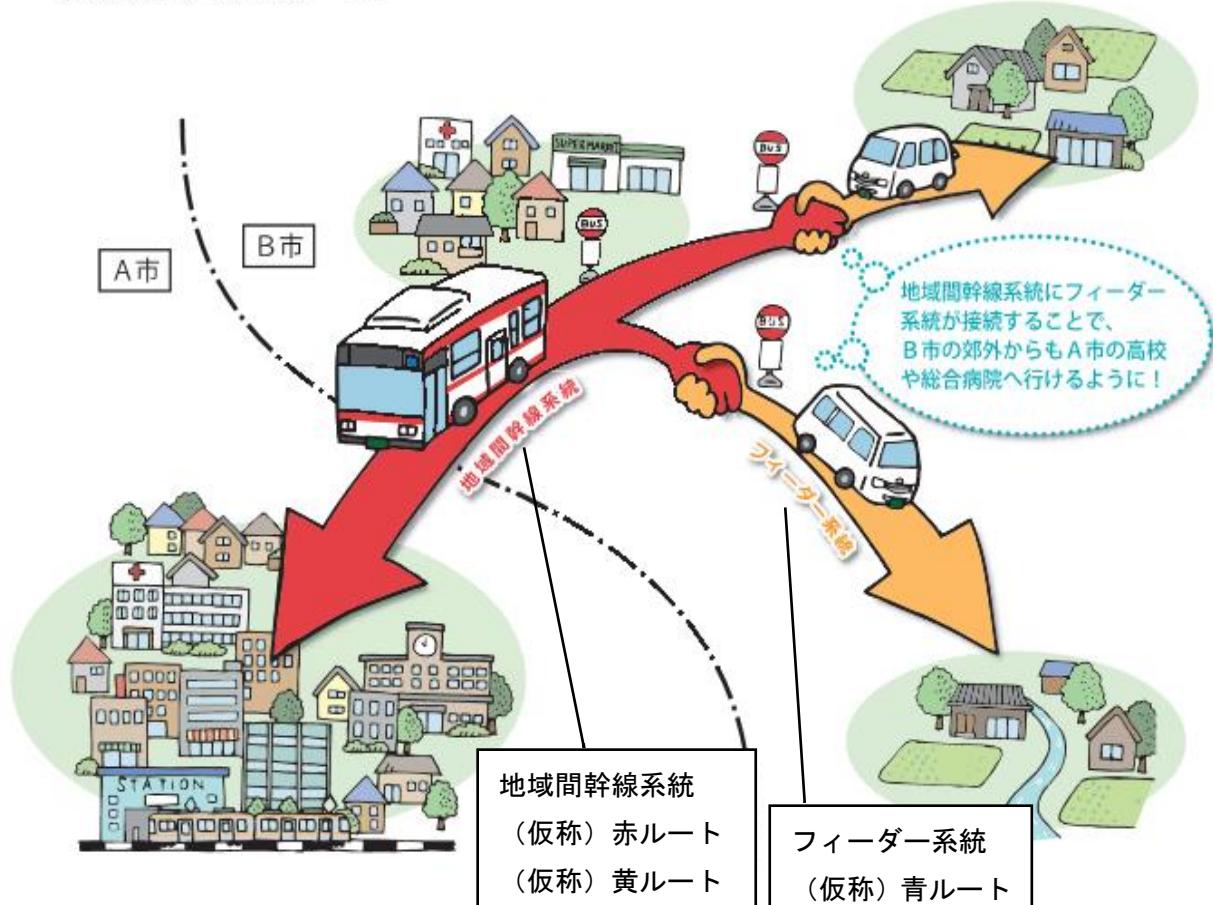
スケジュール（認定申請から補助金交付まで）

令和3年度												令和4年度													
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計画案作成	計画認定申請				計画認定	事業開始												事業終了					補助金交付申請	事業評価(一次評価)	交付決定及び額確定
令和4年度事業（今回申請の事業） (地域内フィーダー系統補助)												運行事業者へ補助金交付													

公共交通会議開催
※会議の意見をもとに計画案を修正

公共交通会議開催
※会議の意見をもとに事業評価案を修正

【地域間幹線バスのイメージ】



地域間幹線バスは、鉄道とともに
地域公共交通ネットワークの「背骨」
の役割を果たしているからネットワー
クの維持のためにも重要です！